

2008年10月24日

各 位

プルデンシャル生命保険株式会社
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

遺言信託・遺産整理の取次業務の提携について

プルデンシャル生命保険株式会社（本社 東京都千代田区永田町、社長兼 CEO 三森 裕）と中央三井信託銀行株式会社（本社 東京都港区、社長 田辺 和夫）は、遺言信託並びに遺産整理の取次業務に関する契約を締結することについて合意しました。取次業務の開始時期は、11月14日（金）を予定しています。

保険会社による信託業務の取り次ぎは、ことし3月、保険業法施行規則の一部が改正されたことによって可能となり、今回の契約締結が、生命保険業界では初の試みとなります。

プルデンシャル生命は、毎年平均して約3,000件の死亡保険金をお客さまにお届けしていますが、強みであるライフプランナー^{*}によるお客さまへの死亡保障に関するコンサルティングを通じて、遺言に関する相談やご遺族からの遺産整理に関する相談を受ける機会が以前から数多くありました。遺言信託業務並びに遺産整理業務において業界トップクラスの中央三井信託銀行との提携は、そうしたお客さまのご要望にダイレクトにお応えすることが可能となる上に、ライフプランナーが有するコンサルティングサービスにさらなる付加価値を加えることが出来るものと期待されます。

また、中央三井信託銀行は、プルデンシャル生命のお客さまのニーズにお応えする機会を通じ、遺言関連業務の拡大を図ることが可能となるものです。

今後とも両社は、より一層のサービス向上に努め、お客さまのニーズにお応えしてまいります。

^{*} プルデンシャル生命のライフプランナーは、2008年3月末現在で3,108名にのぼります。

添付資料：用語説明並びに取次業務のフローチャート

添付資料

用語説明

- 遺言信託とは、お客さまより相続等の相談を受けた信託銀行が、お客さまの財産状況や配分のご意向を確認した上で、遺言書の作成に協力し、遺言書の保管ならびに相続発生後の遺言の執行による遺産分配を実現するものです。
- 遺産整理業務とは、遺言書が残されていない場合などに、相続人の立場にあるお客さまが、信託銀行に対して相続手続きの補助・代行を委託するものです。具体的には、遺産の調査、財産目録の作成、遺産分割協議の文書化とそれに基づく遺産分割手続き（不動産の登記、預貯金・株式などの名義変更や換金処分など）、相続税の納付代行などです。
- 信託取次業務は、信託銀行など信託業務を営む金融機関の委託を受けて、信託業務に係る契約の締結の取り次ぎを行うものです。

取次業務のフローチャート

